

12月31日から1月末までの各種規制について

12月23日、コスタリカ政府は、12月31日から明年1月末までの期間、一部規制内容を変更する旨を発表しました。

1 車両通行規制

(1) 12月31日

午後7時以降の車両通行禁止。

(2) 1月1日から3日

午後8時以降の車両通行禁止。

(3) 1月4日から31日

ア 平日午後10時から午前5時まで車両の通行禁止。

イ 週末午後9時から午前5時まで車両の通行禁止。

土曜日はナンバープレート末尾偶数番の車両通行可能。

日曜日はナンバープレート末尾奇数番の車両通行可能。

2 飲食店やスーパー・商店等の商業施設

(1) 12月31日

ホテルや病院等を除き、商業施設、飲食店等の営業は午後7時まで。

(2) 1月1日～3日

ホテルや病院等を除き、商業施設、飲食店等の営業は午後8時まで。

(3) 1月4日～17日

飲食店や商業施設およびカジノは収容人数25%未満とする。国立公園は収容人数50%未満まで制限。また、ビーチ開放は午前5時から午後2時半までとなる。

3 各種規制に関する詳細情報は以下のホームページをご参照ください。

<https://sites.google.com/presidencia.go.cr/alertas/inicio>

新型コロナウイルスに対する各種規制等に関しまして、大使館でも最新の情報収集および発信に努めておりますが、皆様におかれましても、各関係当局の発表や、報道期間からの客観的情報などをご確認いただけますよう、よろしくお願いたします。

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506) 2232-1255 E-mail : embjapon@sj.mofa.go.jp